

令和3年

飯盛靈園組合議会 12月定例会会議録

開会 令和3年12月27日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和3年12月）会議録

○ 令和3年12月27日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

|         |         |                 |           |
|---------|---------|-----------------|-----------|
| 1 番 議員  | 坂 元 正 幸 | 2 番 議員          | 嶋 田 英 史   |
| 3 番 議員  | 松 本 満 義 | 4 番 議員          | 江 端 将 哲   |
| 5 番 議員  | 小 原 達 朗 | 6 番 議員<br>副 議 長 | 藤 本 美 佐 子 |
| 7 番 議員  | 大 西 康 弘 | 8 番 議員          | 池 田 美 佐 子 |
| 9 番 議員  | 吉 水 志 晴 | 10 番 議員         | 東 健 太 郎   |
| 11 番 議員 | 石 垣 直 紀 | 12 番 議員<br>議 長  | 中 河 昭     |

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 副管理者 守口市長 | 西端 勝樹 | 副管理者 門真市長 | 宮本 一孝 |
| 副管理者 大東市長 | 東坂 浩一 | 事務局長      | 藤岡 靖幸 |
| 次長        | 砂原 弘佳 | 総務課長      | 奥林 学  |
| 管理課長      | 森井 規仁 |           |       |

○ 事務局出席者次のとおり

|        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 総務課長補佐 | 植村 静香 | 管理課 | 小坂 圭亮 |
|--------|-------|-----|-------|

管理課

室谷 貴之

○ 議事日程次のとおり

- |      |           |                                  |
|------|-----------|----------------------------------|
| 日程第1 |           | 会期について                           |
| 日程第2 | 議員提出議案第1号 | 飯盛霊園組合議会会議規則の一部を改正する規則案          |
| 日程第3 | 認定第1号     | 令和2年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第4 | 認定第2号     | 令和2年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第7号     | 飯盛霊園条例の一部を改正する条例案                |
| 日程第6 | 議案第8号     | 飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案        |
| 日程第7 | 議案第9号     | 飯盛斎場条例の一部を改正する条例案                |
| 日程第8 |           | 一般質問                             |

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐

植村 静香

○中河昭議長 これより令和3年12月定例会を開会いたします。開会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。本日ここに招集されました12月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には公私何かと御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本年最後の定例会でございますが、議員各位には当面する諸事件に対処し、適切なる議会の意思を御決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○中河昭議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末を控えお忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素より本組合の事業運営につきまして、適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。さて、本定例会では、令和2年度の各会計決算の認定及び条例並びに補正予算などの御審議をお願いすることといたしております。何卒よろしくお願ひを申し上げます。簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○中河昭議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時1分

本日は全員の御出席でございます。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際 本日の会議録署名議員を定めます。2番、嶋田英史議員、7番、大西康弘議員の両議員にお願い申し上げます。

日程に先立ち、私から報告を申し上げます。

監査委員より、令和3年8月から12月実施分までの例月出納検査の結果について、文書をもって報告がなされております。報告文書につきましては各議員の机上に配布しております。以上で報告を終わります。

それでは、御手元の議事日程のとおり会議を進めさせていただきます。

初めに、日程第1、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

議事日程につきましては、御手元に配布いたしました日程のとおりといたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 御異議なしと認めます。

それでは、御手元の議事日程のとおり会議を進めさせていただきます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に移ります。

日程第2、議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○中河昭議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、付議事件の1ページをお開きください。

議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会会議規則の一部を改正する規則案について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

内容につきましては、全国市議会議長会が標準会議規則中、会議への欠席に関する規定の一部を改正し、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護などを明文化するとともに出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続などにおいて、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ請願書に係る署名押印の見直しを行ったところであり、本組合議会といたしましても、同様の改正を行うものでございます。

まず、第2条の欠席の届出の規定についてでございますが、第1項に欠席事由として育児、看護、介護などを具体的に例示するとともに、第2項に出産に伴う欠席期間の範囲を明文化するものでございます。また、第66条第1項におきまして請願者に求めている署名押印について、署名または記名押印に改めるとともに、第2項において請願者が法人の場合の規定整備を行うものでございます。なお、附則につきましては、この規則の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会会議規則の一部を改正する規則案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決いただきますよう、お願い致します。

○中河昭議長 この際、お諮りいたします。

議案の提出者の説明、質疑及び討論は省略したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案の提出者の説明、質疑及び討論は省略いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に移ります。日程第3、認定第1号、令和2年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第4、認定第2号、令和2年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○中河昭議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、認定第1号、令和2年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和2年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず、認定第1号、令和2年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定についての御説明いた

します。

一般会計には、組合及び斎場の管理運営に関する経費を計上いたしております。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の3ページをお開きください。

歳入合計は、ページ中央の列の収入済額欄1番下の合計欄に記載のとおり3億3,955万3,325円でございます。

次に4ページをお開きください。

歳出合計は、支出済額欄1番下の歳出合計欄に記載のとおり3億413万5,898円でございます。結果、欄外に記載のとおり歳入歳出差引残額として3,541万7,427円の黒字となっております。

それでは、次に歳出から主なものにつきまして費目順に内容を御説明いたしますので、ここで、別冊の決算に関する調書の6ページをお開きください。

1款、議会費は182万3,411円で、これは議員報酬等、議会の運営に要した経費でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、行政視察を中止したため減になってございます。

続きまして2款、総務費は7,803万6,638円で、これは組合の管理運営に要した経費でございます。そのうち、1項、1目、一般管理費は7,769万8,412円でございます。

7ページ下の13節 委託料は679万2,125円で、主なものは庁舎及び周辺施設夜間警備業務委託430万9,796円などがございます。

次に8ページをお開きください。

2目の公平委員会費10万7,000円及び9ページの、2項、1目、監査委員費23万1,226円は、各委員の報酬並びに総会等の旅費及び出席者負担金等ですが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国総会等の中止に伴い旅費等が不用となったため減になってございます。

次に、3款 葬斎費は火葬場の管理運営と組合葬儀にかかる経費でございます。

1項、1目、斎場運営費は1億6,337万2,369円となっており、うち11節、需用費は3,013万3,295円で、主なものとして燃料費1,508万4,965円は、火葬にかかる灯油の購入費でございます。

10ページをお開きください。

13節、委託料は6,909万1,992円で、その主なものは、火葬等業務委託5,818万8,625円と、待合棟清掃等業務委託757万200円でございます。

次に15節、工事請負費は6,284万5,702円で、主なものは工事請負費として1,145万1,000円の受水槽等更新工事、これは霊園としても使用するため霊園事業特別会計と按分してございます。それと補修工事請負費として、火葬炉設備補修工事4,180万円でございます。

次に12ページをお開きください。

5款、公債費6,085万6,730円は、現斎場に建て替えた際の霊園事業特別会計からの借入金に対する元利償還金で、そのうち元金が6,004万3,111円、利子が81万3,619円となっております。なお、償還終了年度につきましては、令和5年度末で完了する予定でございます。

以上が歳出でございます。

次に歳入について御説明いたしますので3ページにお戻りください。

1款、分担金及び負担金は6,100万円で、これは、関係市からの分担金となっており各市負担割合の算定につきましては、均等割りが10パーセント、人口割りが90パーセントの割合で算出をしております。

次に2款、1項、1目、斎場使用料は2億4,144万7,210円で、そのうち火葬炉使用料は2億3,649万5,000円でございます。これは昨年度の5,887件分の火葬炉の使用料となっており、昨年度の新型コロナウイルスの影響により対前年度で257件の増となりましたが、関係市民の枠を増やすこと

により関係市外からの受入れを減少させたことで、対前年度と比較しますと歳入は減少してございます。

次に4ページをお開きください。

4款の繰越金3,570万7,371円は、前年度からの繰越しでございます。

次に5ページをご覧ください。

5款、2項、1目、雑入139万8,744円のうち主なものにつきましては、斎場待合棟等に設置分の広告パンフレット設置料106万8,000円でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、13ページをお開きください。

実質収支に関する調書の区分、3、歳入歳出差引額は3,541万7,000円の黒字となっており、翌年度に繰り越すべき財源がないため実質収支額も同額の黒字となります。

次に14ページをお開きください。

財産に関する調書の上段1の公有財産につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

中段2の物品につきましては、斎場建物内の喫煙所を撤去し屋外にスペースを設けたため、排煙機器一式が減となっております。

3の基金につきましては、決算年度中に斎場整備基金について1,000万円の繰入れを行いましたので、決算年度末現在高は3,265万7,000円となっております。

なお、一般会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果に記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第2号、令和2年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

特別会計には、霊園事業の管理運営に関する経費を計上いたしております。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の7ページをお開きください。

歳入合計は、収入済額欄1番下に記載のとおり4億8,190万5,343円でございます。

次に8ページをお開きください。

歳出合計は、支出済額欄の1番下の合計欄に記載のとおり4億1,056万4,479円でございます。

結果、欄外に記載のとおり歳入歳出差引残額として7,134万864円の黒字となっております。

ここで、歳出から主なものにつきまして費目順に御説明をしていきますので、再度、別冊、決算に関する調書の23ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は2億5,242万759円で、1節の報酬から4節の共済費は職員の人件費でございます。

次に24ページをお開きください。

13節、委託料720万5,880円のうち主なものとしたしまして、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託285万7,030円、虹の丘刻字業務委託225万7,200円でございます。

次に14節、使用料及び賃借料931万1,857円ですが、主なものは、日曜、祝日、盆、彼岸等の期間に運行しております臨時バスの借上料でございます。

次に25ページ、23節、償還金、利子及び割引料1,609万3,644円は、還付金を必要とする54件分の墓所返還還付金及び4件分の虹の丘使用許可取消還付金でございます。

次に25節、積立金1億4,030万円は、基金条例で定めております長期分納維持費として収納した金額及び一般会計から償還された貸付金収入等を霊園整備基金に積立てしたものでございます。

次に2款、1項、1目の運営費は1億5,814万3,720円で、13節、委託料は6,252万7,573円と

なっており、そのうちの主なものは、園内施設清掃等業務委託4,505万6,000円、斜面等健全度診断業務委託935万円などとなっています。

26ページをお開きください。

15節、工事請負費は8,591万4,362円で、主なものといたしまして、工事請負費では、一般会計と按分しました第3受水槽の更新工事2,671万9,000円、10区のトイレ改修工事679万8,000円で、補修工事請負費では、巻石、石碑等撤去工事162件分の1,642万2,000円などがございます。

以上が歳出でございます。

次に歳入について御説明いたしますので、19ページにお戻りください。

1款、1項の使用料は2億4,781万6,750円で、その主なものは、1目、1節、霊地使用料1億4,209万9,260円でございます。こちらは、令和2年度に墓所使用許可を行った74件分の永代使用料7,861万2,800円及び562件分の虹の丘使用料5,907万150円等でございますが、墓所の使用が年々減少傾向にあり昨年度よりも歳入が減少しております。

次に2節、霊園維持費は1億571万7,490円で、その内訳は20年分を前納する長期分納維持費6,101万2,800円と、3年分を前納する短期分納維持費4,152万3,130円などがございます。

次に2項、1目、霊園手数料224万1,530円は、墓所の承継等に伴う許可書の交付手数料等でございます。

次に20ページをお開きください。

2款、1項、1目の利子及び配当金4,476万6,110円は、霊園整備基金の運用利子でございます。

次に21ページの5款、1項、1目の繰越金6,074万5,719円は、前年度からの繰越額でございます。

次に22ページをお開きください。

5款、2項、1目の一般会計貸付金元利収入6,085万6,730円は、一般会計に貸付を行った貸付金の元利収入でございます。

次に、3項、1目、雑入950万9,504円のうち主なものは、交付税配分金773万2,000円、広告掲載料101万6,000円などがございます。

以上が歳入でございます。

次に29ページをお開きください。

実質収支に関する調書の区分、3、歳入歳出差引額は7,134万1,000円の黒字となっており、翌年度繰越財源がないため、実質収支額も同額の黒字となっております。

次に30ページをお開きください。

財産に関する調書の1、公有財産、2、物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次に31ページ、3の債権は、霊園事業特別会計から一般会計への貸付金で、決算年度末現在高は1億8,142万7,203円となっております。

4の基金は霊園整備基金で、決算年度末現在高の合計額は41億8,863万7,052円となっております。

なお、霊園事業特別会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果に記載してございますので、後ほど御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが認定第1号令和2年度飯盛霊園組一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号令和2年度飯盛霊園組霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。



よろしく御審議のうえ御認定いただきますようお願い申し上げます。

○中河昭議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより認定第1号並びに認定第2号を採決いたします。本件はこれを認定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれを認定することに決しました。

次に移ります。

日程第5、議案第7号、飯盛霊園条例の一部を改正する条例案から日程第7、議案第9号飯盛斎場条例の一部を改正する条例案まで、計3議案を一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○中河昭議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、付議事件9ページの議案第7号、飯盛霊園条例の一部を改正する条例案、13ページの議案第8号、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案及び15ページの議案第9号飯盛斎場条例の一部を改正する条例案の御説明を一括でさせていただきます。

それでは、改めまして議案第7号 飯盛霊園条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げますので10ページにお戻りください。

第1条による改正は、墓所の返還が増加している昨今の状況に鑑み、墓所使用時に1人につき1区画とする制限の緩和及び維持費の還付における公平性を図るためのものであります。このことから、第7条第2項を削除し、第9条の標題に及び制限を加え、本文中、墓所の面積は、1区画当たり1平方メートル以上20平方メートル以下とし、その使用は1人につき1区画とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。と改正するものでございます。

また、第20条につきましては、本文中、長期分納維持費を前納した使用者に限り、その額からを削除するものでございます。

次に第2条の改正といたしまして、埋蔵と改葬については同様の事務処理を行っていることから、この度、改葬を埋蔵に統一する文言の整理等を行うとともに、近年、埋蔵件数が増加してきていることに伴い、それに係る事務処理も増加してきていることから、他の事務処理と同様に、手数料を設定するものでございます。このことから第18条第3項の文言の改正を行うとともに、第3項の次に第4項として、管理者は、前項の規定により埋蔵した遺骨を、他の墓地等に改葬、又は分骨しようとする使用者に対し、埋蔵証明書を交付する。を加えることといたします。さらに、12ページに記載しておりますとおり、埋蔵証明書を交付する際に1通につき300円の手数料を表に加える等、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては令和4年4月1日から施行するものとし、ただし第2条の規定につきましては、周知期間を考慮し令和4年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案につきまして、

御説明を申し上げます。

14 ページをお開きください。

改正理由といたしましては、先ほどと同様に、近年、合葬墓「虹の丘」の使用件数が増加してきていることに伴い、それに係る事務処理も増加してきていることから、他の事務処理と同様に手数料を設定するものでございます。このことから、第9条に第2項として、前項の規定により埋蔵した遺骨を他の墓地等に改葬、又は分骨しようとする者は、1通につき300円の手数料を納付し、規則で定める埋蔵証明書の交付を受けなければならない。を加えるものでございます。

附則といたしまして、本条例につきましても、周知期間を考慮し令和4年7月1日から施行するものでございます。

次に、飯盛斎場条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

改正理由といたしましては、これも先ほどと同様に、近年、火葬件数が増加してきていることに伴い、それに係る事務処理も増加してきていることから他の事務処理と同様に手数料を設定するものでございます。

このことから第5条に第2項として、規則で定める証明書の交付を受けようとする者は、別表の第2号に定める手数料を納付しなければならない。を加えるとともに、別表を使用料と手数料に分け、手数料として火葬証明書再交付手数料、分骨証明書交付手数料をそれぞれ1通につき300円を加えるなど所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、本条例につきましても、周知期間を考慮し令和4年7月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号、飯盛霊園条例の一部を改正する条例案、議案第8号、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案及び議案第9号、飯盛斎場条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決いただきますようお願い致します。

○中河昭議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第7号から議案第9号までを採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、議案第10号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案(第1号)を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○中河昭議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは19ページをお開きください。議案第10号、令和3年度飯盛霊園組

合一般会計補正予算第1号について御説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,950万6,000円と定めようとするものでございます。

補正の内容につきましては歳出にて御説明いたしますので23ページをお開きください。

歳出につきまして、3款、1項、1目、斎場運営費のうち、10節、需用費の火葬業務用燃料におきまして、昨今の燃料費の市場価格の高騰により予算の不足が見込まれることから増額補正を行おうとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第10号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第1号についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決いただきますよう、お願い致します。

○中河昭議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中河昭議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に一般質問でございますが、通告がありませんでしたのでこれを受けないことといたします。

以上を持ちまして、本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○中河昭議長 管理者。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げ、諸議案の御審議をお願い申し上げましたところ、いずれも原案のとおり御認定、御可決を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫り寒さが厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして良き新年をお迎えになられますことを心よりお祈り申し上げます。

終わりに、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○中河昭議長 続きまして、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる御審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し心から敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

さて、今年も余すところ、あと僅かでございますが、皆様におかれましては、一層、御自愛を賜り幸多き新年を迎えてくださいます心よりお祈り申し上げます。誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。誠に御苦労さまでございました。時に午後2時26分